

対象建築物

埼玉県福祉のまちづくり条例の届出対象建築物 と バリアフリー法令及び埼玉県バリアフリー条例の適合対象建築物

(青字は埼玉県バリアフリー条例の規定によるもの)

	用途	埼玉県福祉の まちづくり条例 届出対象規模	バリアフリー法令及び 埼玉県バリアフリー条例 適合対象規模
1	特別支援学校、公立小学校等	0㎡超	0㎡超
	学校（学校教育法第1条）（上記を除く）		0㎡超
	幼保連携型認定こども園		—
	専修学校及び各種学校		—
2	病院又は診療所（患者の収容施設があるもの）	0㎡超	0㎡超
	診療所（患者の収容施設がないもの）	200㎡以上	200㎡以上
3	劇場、映画館又は演芸場	500㎡以上	500㎡以上
	観覧場	0㎡超	0㎡超
4	集会場又は公会堂	0㎡超	0㎡超
5	展示場	0㎡超	200㎡以上
6	卸売市場	500㎡以上	—
	百貨店その他の物品販売業を営む店舗	200㎡以上	200㎡以上
	マーケット		500㎡以上
	コンビニエンスストア（地上階にあるもの）	150㎡以上	150㎡以上
7	ホテル又は旅館	200㎡以上	200㎡以上
8	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用 する官公署	0㎡超	0㎡超
	公共的施設（上記以外）		—
	事務所	500㎡以上	—
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	500㎡以上	—
9	共同住宅又は寄宿舍	1,000㎡以上	2,000㎡以上
	下宿	200㎡以上	—
10	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る）	0㎡超	0㎡超
	保育所（児童福祉法第35条第3項届出又は同条第4項認可）		0㎡超
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（上記以外）		—
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0㎡超	0㎡超

12	体育館（一般公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）又はボーリング場	500㎡以上	500㎡以上
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（上記を除く）		500㎡以上
	遊技場		500㎡以上
13	博物館、美術館又は図書館	0㎡超	0㎡超
14	公衆浴場	200㎡以上	200㎡以上
15	飲食店	200㎡以上	200㎡以上
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	500㎡以上	500㎡以上
16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上	200㎡以上
	銀行	0㎡超	0㎡超
	金融機関の店舗	0㎡超	200㎡以上
	郵便窓口業務を行う郵便局	0㎡超	0㎡超
17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	—	—
	工場	500㎡以上	—
18	火葬場	500㎡以上	—
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	—	2,000㎡以上
20	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	500㎡以上	500㎡以上
	自動車の停留又は駐車のための施設（上記以外）		—
21	公衆便所	0㎡超	50㎡以上
22	公共用歩廊	—	2,000㎡以上

埼玉県福祉のまちづくり条例の届出対象小規模建築物

	用途	埼玉県福祉のまちづくり条例届出対象規模（車庫等床面積を除く）
イ	診療所（患者の収容施設がないもの）	200㎡未満
	薬局、理髪店又は美容院	
ロ	コンビニエンスストア	150㎡未満
ハ	物品販売業を営む店舗	100㎡以上 200㎡未満
	飲食店、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	公衆浴場	